

事 務 連 絡  
令和 8 年 3 月 31 日

各都道府県  
廃棄物行政主管部（局）長殿

環境省環境再生・資源循環局  
廃棄物適正処理推進課長

一般廃棄物焼却施設の整備に際し単位処理能力当たりの交付対象経費上限額（建設トン単価上限値）の設定による施設規模の適正化について（通知）に係る令和 8 年度以降の着工に適用する建設トン単価上限値の変更について

#### 記

一般廃棄物行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

循環型社会形成推進交付金等を用いた一般廃棄物焼却施設の整備について、単位処理能力当たりの交付対象経費上限額（建設トン単価上限値）の設定による施設規模の適正化を行うこととし、令和 6 年 3 月 29 日付通知環循適発第 24032921 号「一般廃棄物焼却施設の整備に際し単位処理能力当たりの交付対象経費上限額（建設トン単価上限値）の設定による施設規模の適正化について（通知）」（以下、「トン単価通知」という。）において、その基本的な考え方を記した。また、令和 7 年 3 月 31 日付事務連絡において、建設工事費デフレーターを踏まえて施設規模ごとの一般廃棄物焼却施設における交付対象経費上限額（建設トン単価上限値）の変更を行ったところである。

今般、令和 7 年 3 月 31 日付事務連絡において変更を行った建設トン単価上限値について、建設工事費デフレーターを踏まえ令和 8 年度以降の着工に適用する建設トン単価上限値を別紙のとおり定めることとしたため、貴管内市町村、一部事務組合、広域連合及び民間事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に基づき事業を実施する民間事業者）に対して周知願いたい。

(別紙) 施設規模ごとの一般廃棄物焼却施設における交付対象経費上限額(建設トン単価上限値)

(令和7年度着工に適用する上限値)

施設規模	交付対象経費上限額(建設トン単価上限値)
30t/日未満	—/ (t/日)
30t/日以上 50t/日未満	1 5 5 百万円/ (t/日)
50t/日以上 100t/日未満	1 3 4 百万円/ (t/日)
100t/日以上 150t/日未満	1 1 0 百万円/ (t/日)
150t/日以上 200t/日未満	9 8 百万円/ (t/日)
200t/日以上 250t/日未満	9 1 百万円/ (t/日)
250t/日以上 300t/日未満	8 5 百万円/ (t/日)
300t/日以上 350t/日未満	8 1 百万円/ (t/日)
350t/日以上 400t/日未満	7 7 百万円/ (t/日)
400t/日以上 450t/日未満	7 4 百万円/ (t/日)
450t/日以上 500t/日未満	7 2 百万円/ (t/日)
500t/日以上 550t/日未満	7 0 百万円/ (t/日)
550t/日以上 600t/日未満	6 8 百万円/ (t/日)
600t/日以上	6 6 百万円/ (t/日)

(令和8年度以降の着工に適用する上限値)

施設規模	交付対象経費上限額(建設トン単価上限値)
30t/日未満	—/ (t/日)
30t/日以上 50t/日未満	1 6 1 百万円/ (t/日)
50t/日以上 100t/日未満	1 4 0 百万円/ (t/日)
100t/日以上 150t/日未満	1 1 5 百万円/ (t/日)
150t/日以上 200t/日未満	1 0 2 百万円/ (t/日)
200t/日以上 250t/日未満	9 5 百万円/ (t/日)
250t/日以上 300t/日未満	8 8 百万円/ (t/日)
300t/日以上 350t/日未満	8 4 百万円/ (t/日)
350t/日以上 400t/日未満	8 1 百万円/ (t/日)
400t/日以上 450t/日未満	7 8 百万円/ (t/日)
450t/日以上 500t/日未満	7 5 百万円/ (t/日)
500t/日以上 550t/日未満	7 3 百万円/ (t/日)
550t/日以上 600t/日未満	7 1 百万円/ (t/日)
600t/日以上	6 9 百万円/ (t/日)